

仕 様 書		令和4年9月16日	
		GSVC—23	
件名	小型無人機対処器材移動局 検査用データ測定作業役務	作成部隊	相馬原駐屯地業務隊
<p>1 総 則</p> <p>本仕様書は、陸上自衛隊相馬原駐屯地の小型無人機対処器材移動局検査用「試験成績表」データ測定作業役務について、必要な事項を規定する。</p> <p>2 役務内容</p> <p>小型無人機対処器材移動局検査用「試験成績表」データ測定作業</p> <p>3 履行期限及び場所</p> <p>令和4年11月30日 陸上自衛隊相馬原駐屯地、小型無人機対処器材設置位置 細部日時は官側と調整。</p> <p>4 検 査</p> <p>(1) 官側が検査し、これに合格した時をもって役務完了検査合格とする。</p> <p>(2) 検査における係官の指摘事項に関しては、直ちに補備修正を完全に実施の上、再検査を受けるものとする。</p> <p>5 作業員</p> <p>役務作業員は、日本国籍を有するものとする。</p> <p>6 一般事項</p> <p>(1) 実施業者は、細心の注意を払い作業点検を実施したのち、実施上の不備不注意その他の事故により本品に損傷又は、亡失を与えた場合は、速やかに係官の指示する処置をとるものとする。</p> <p>(2) 実施業者は最終的な設置・取付・調整・測定を行い設置後官側の要求に基づき機能点検時に立会するものとする。</p> <p>(3) 実施業者は、完成検査後1年以内に施工上の異状が発生した場合は、無償により再整備し、その費用は実施業者負担とする。</p> <p>(4) 仕様書について、疑義その他不明な事項に関しては、官側と協議の上これを決めるものとする。</p>			

